支給認定基準世帯員記載用紙

支給	認定其進世為	詩 (受診者と同	受給者:		3考)												保健原	f	
	氏	名	受診者と		個人番号(マイナンバー)									※確認	忍欄				
			本	人]	
]	
]	
]	
																		1	
																		1	
																		1	
																		1	
]	
※確認欄は、保健所で記入します。 <上記世帯員が市町村民税非課税の方のみ記入> 一受診者(受給者が18歳未満の場合は保護者)の難病の患者に対する																			
1												_			有			無	
	医療等に関する法律施行規則第8条各号に掲げる給付(障害年金、 □ 有 ・ □ 無 遺族年金等)の受給の有無																		
2	(①で「有	」にレ印を付	けた場合	合に記え	しす	るこ	(ع								80万	79千	円を超える		
<u>u</u>	□ 80万9千円以										円以	下							
③ (②で「80万9千円以下」にレ印を付けた場合、その額を記入すること) 年額													円						
③十合計所得金額(公的年金にかかる雑所得を除く)が、80万9千円を超える場合、B2(低所得Ⅱ)となります。 ※指定難病を受ける日の属する月が1月から6月の場合は前々年の給付額、7月以降の場合は前年の給付額を確認します。																			
<難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第8条各号に掲げる給付>																			
	①障害基	基礎年金	②遺族基礎年金 ③寡婦年金 ④障害年金																
	· · · · · · ·	星生年金	· · · · ·			⑦遺族厚生年金 ⑧障害一時													
	0	⑨障害共済年金 ⑩遺族共済年金 ⑪特例年金給付のうち障害を支給事由⑩特別障害給付金 ⑬障害補償給付・障害給付 ⑭労災・公災による障害補											•						
		章害給付金							-						補償	給付	等		
Į	(15)特別リ	記重扶養手当	⑤特別児童扶養手当 ⑯障害児福祉手当 ⑪特別障害者手当 ⑱福祉手当																

裏面の記入例を参照して記入してください。

〇〇保健所

支給認定基準世帯員記載用紙 (記入例)

3 4

支給認定基準世帯員(受診者と同じ医療保険に加入する者)														
氏 名	受診者との	の続柄			※確認欄									
秋田 太郎	本 人	人 ·	1 2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	
秋田 花子	妻	•	1 2	3	4	5	60	7	00	0	0	1	2	

<支給認定基準世帯員とは:受診者と同じ保険に加入する方>

受給者番号

- ① 受診者が国民健康保険(又は国民健康保険組合)に加入している場合
 - → 世帯内で国民健康保険(又は国民健康保険組合)に加入している方全員
- ② 受診者が後期高齢者医療制度に加入している場合
 - → 世帯内で後期高齢者医療制度に加入している方全員
- ③ 受診者が被用者保険(健康保険組合、協会けんぽ等)に加入している場合
 - → 被保険者本人(代表者)と受診者本人
 - ※ (指定難病のみ)受診者が18歳未満の場合は、受診者本人と保護者(父母両方)
- ④ 受診者が(医療保険に加入していない)生活保護世帯の場合
 - → 受診者本人

<マイナンバーについて(毎年、マイナンバーの確認が必要になりました。)>

- ・確認のため、上記全員分の<u>「マイナンバーカード」</u>または<u>「通知カード」</u>をお持ちください。
- ※「通知カード」の場合、本人確認のため、運転免許証等の身分証明書をお持ちください。

<上記世帯員が市町村民税非課税の方のみ記入>(記入例)

	受診者(受給者が18歳未満の場合は保護者)の難病の患者に対する					
1	医療等に関する法律施行規則第8条各号に掲げる給付(障害年金、		有	•		無
	遺族年金等)の受給の有無					
<u> </u>	(①で「有」にレ印を付けた場合に記入すること)		80万9	千円?	を超れ	える
2	①の給付の合計額(※)	4	80万	9千円	以门	下
③	(②で「80万9千円以下」にレ印を付けた場合、その額を記入すること)	年	(例))		
9	(金) で、5000 「「100 「1100 中で11171に別日、600 限を記り、7.00に7	額	<i>58</i>	<i>84,50</i>	<i>90</i>	円

③十合計所得金額(公的年金にかかる雑所得を除く)が、80万9千円を超える場合、B2(低所得Ⅱ)となります。 ※指定難病を受ける日の属する月が1月から6月の場合は前々年の給付額、7月以降の場合は前年の給付額を確認します。